

保育の無償化 制度確認しておこう

知らなきや損する

施設・事業	無償化の範囲	
	0~2歳児	3~5歳児
①幼稚園（新制度）、保育園、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業等）	住民税非課税世帯のみ 保育料無料	保育料無料
②新制度未移行の幼稚園	—	月額2万7500円まで無償
③認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	住民税非課税世帯のみ保育の必要性の認定がある場合、月額4万2000円まで無償	保育の必要性の認定がある場合、月額3万7000円まで無償
④幼稚園の預かり保育	—	保育の必要性の認定がある場合、月額1万3000円まで無償

10月1日から消費税率10%がスタートします。酒類、日用品、外食、家電、医薬品、医薬部外品、自動車、住宅などは10%に増税されますが、野菜、果物、魚、肉、水、牛乳、お弁当や調味料などの飲料・食料品と新聞の購読料などは8%のままです（軽減税率）。毎日の買い物で、税率が8%のものと10%のものが混在することもあるようです。

まずは、10月からわが家の家計に増税の影響がどのくらいあるのか、試算してみましょう。毎月の家計の支出項目から、消費税10%に該当する項目の金額を計算します。仮に月額10万円なら月々2000円分、年額2万4000円ぐらいが増税で増えることになります。20万円なら月々4000円、年額4万8000円ぐらいになるわけです。今までと同じように買い物や消費をすると、増税でどのくらいの金額が増えるのかを把握しておくことは重要です。

消費税は「消費に広く公平に負担を求める税」なので、所得が低い人ほど、一般的に税の負担割合が大きくなります。今回の増税では、国に約5.6兆円の税収が増え、その中の1.7兆円分が10月からの少子高齢化対策、「幼児教育・保育の無償化」に使われます。幼児教育・保育の施設や事業は、図表のように

いろいろありますが、3歳~5歳児は、原則すべての世帯で無料、0歳から2歳児は「住民税が非課税世帯」の保育料などが無料になります。

住民税は各自自治体（県とか市町）が徴収する税金で、基本的に住んでいる誰もが支払わなければならない税金です。しかし、一定の要件を満たすと減額、あるいは非課税になる場合があります。住民税非課税世帯とは、世帯全員が住民税非課税の世帯です。

認可外保育施設、病児保育、幼稚園の預かり保育などが無料化の対象になるには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。また、保育の無料化にともなって、3歳児から5歳児の給食費（ご飯などの主食費、おかず・おやつなどの副食費）は原則保護者負担になりますが、年収によって副食費を免除したり、金額に上限を設け補助したりという措置があります。必要な手続きは市・町で異なるので確認しましょう。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サーティファイドファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

いしかわ暮らしのマネープラン

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 ……………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 ……………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>

●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00